

民間規格の改定、国の基準の改正要請、民間規格のリスト化等に関する意見募集について

日電規委 2026 第 0008 号
令和 8 年 6 月 22 日
日本電気技術規格委員会

日本電気技術規格委員会では、標記について令和 8 年 6 月 22 日の委員会で評価いたしました。以下の内容をご確認いただき、本件についてご意見のある方は理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) パブリックコメント対応に伴う、電技解釈第 17 条の改正（案）およびそれに伴う電技解釈第 226 条、第 227 条の改正(案)ならびに「系統連系規程」（JESC E0019）の改定について
- (2) 「低圧引込線と他物との離隔距離の特例」（JESC E2005）の改定について
- (3) 電技解釈第 116 条の改正要請について
- (4) 「配電規程（低圧及び高圧）」（JESC E0004）の改定について
- (5) 『耐摩耗性能を有する「ケーブル用防護具」の構造及び試験方法』（JESC E2020）の定期確認について

2. 案件の趣旨、目的、内容等について

- (1) パブリックコメント対応に伴う、電技解釈第 17 条の改正（案）およびそれに伴う電技解釈第 226 条、第 227 条の改正(案)ならびに「系統連系規程」（JESC E0019）の改定について
- a. 要請した民間規格等作成機関
系統連系専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）
- b. 趣旨・目的・内容等
電気設備の技術基準の解釈（以下、「電技解釈」という。）第 17 条 17-1 表の自動的に高圧又は特別高圧の電路を遮断する装置を設ける場合の遮断時間が 5 秒以下に緩和することを要請するのに合わせ、電技解釈第 226 条では逆変換装置の有 無や逆潮流の有無に関わらず、17-1 表に定める遮断時間内に解列するよう規定を見直し、第 227 条では再エネ等の分散型電源の連系拡大を踏まえ、受動的方式では単独運転状態を検出することが困難となる場合があるため、能動的方式による検出への変更について、国へ改正要請を行うものです。
本件は、前回（2 月 25 日～3 月 26 日）に外部公告を実施しましたが、外部公告でのコメントにより第 226 条の改正案から「地絡事故又は」を削除し、引用先の電技解釈第 17 条第 2 項と整合させるものです。
今後、国へ改正要請を行います。
- (2) 「低圧引込線と他物との離隔距離の特例」（JESC E2005）の改定について
- a. 民間規格等作成機関
配電専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）
- b. 策定趣旨・策定目的・規程内容等
「低圧引込線と他物との離隔距離の特例」（JESC E2005）は、低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例について規定するものです。
今回の改定は、架空弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合に限定して、電気絶縁用手袋の着用等により引留具等付近の離隔距離を緩和するものです。
- (3) 電技解釈第 116 条の改正要請について
- a. 民間規格等作成機関
配電専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）
- b. 策定趣旨・策定目的・規程内容等
今回の件名(2)の「低圧引込線と他物との離隔距離の特例」（JESC E2005）は、既に電技解釈第 116 条に引用されています。今回の改正に伴い、国の第 16 回電力安全小委員会で示された技術基準の体系（以下、「民間規格のリスト化」という。）の要請を国へ行うため、日本電気技術規格委員会において技術評価を実施しました。（技術評価書は <https://www.jesc.gr.jp/public-comment/public-comment.html> に掲載しています。）
今後、国へ JESC E2018 の民間規格のリスト化を要請を行います。

- (4) 「配電規程（低圧及び高圧）」（JESC E0004）の改定について

- a. 民間規格等作成機関
配電専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）
- b. 策定趣旨・策定目的・規程内容等
「配電規程（低圧及び高圧）」（JESC E0004）は、配電設備の設計、工事、検査及び保守の業務に従事する人が保安上守るべき技術的事項を定めた民間自主規格です。
今回の改定は、本規格が取り入れている「低圧引込線と他物との離隔距離の特例」（JESC E2005）の改定内容と整合を図るものです。
- (5) 『耐摩耗性能を有する「ケーブル用防護具」の構造及び試験方法』（JESC E2020）の定期確認について
- a. 民間規格等作成機関
配電専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）
- b. 策定趣旨・策定目的・規程内容等
『耐摩耗性能を有する「ケーブル用防護具」の構造及び試験方法』（JESC E2020）は、植物と接近した箇所に施設する特別高圧架空ケーブル又は高圧架空ケーブルを防護するために使用する「ケーブル用防護具」の構造、材料及び試験方法を規定するものです。
前回の確認から 5 年が経過するため、JESC 運営要領「民間規格等制改定の審議に係る要領」に基づき、規定内容の確認を行いました。
JESC E2021 は、既に電技解釈第 133 条に引用されておりますが、今回の定期確認に伴い、国の第 16 回電力安全小委員会で示された技術基準の体系（以下、「民間規格のリスト化」という。）の報告を国へ行うため、日本電気技術規格委員会において技術評価を実施しました。（技術評価書は <https://www.jesc.gr.jp/public-comment/public-comment.html> に掲載しています。）

3. 規格の発行予定及び国への要請予定

令和 8 年 8 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。ただし、郵送をご希望の場合、コピー代及び郵送料については実費のご負担をお願いいたします。

（問い合わせ先・意見提出先）
日本電気技術規格委員会 事務局（一般社団法人日本電気協会 電気規格室）
住 所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 4 階
電 話：03-6629-9197
電子メール：委員会ホームページ（<https://www.jesc.gr.jp>）の「お問い合わせ」フォームからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日：令和 8 年 6 月 26 日（金） 受付終了日：令和 8 年 7 月 25 日（土）

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）を明記の上、書面又は電子メールにてご提出ください。いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。